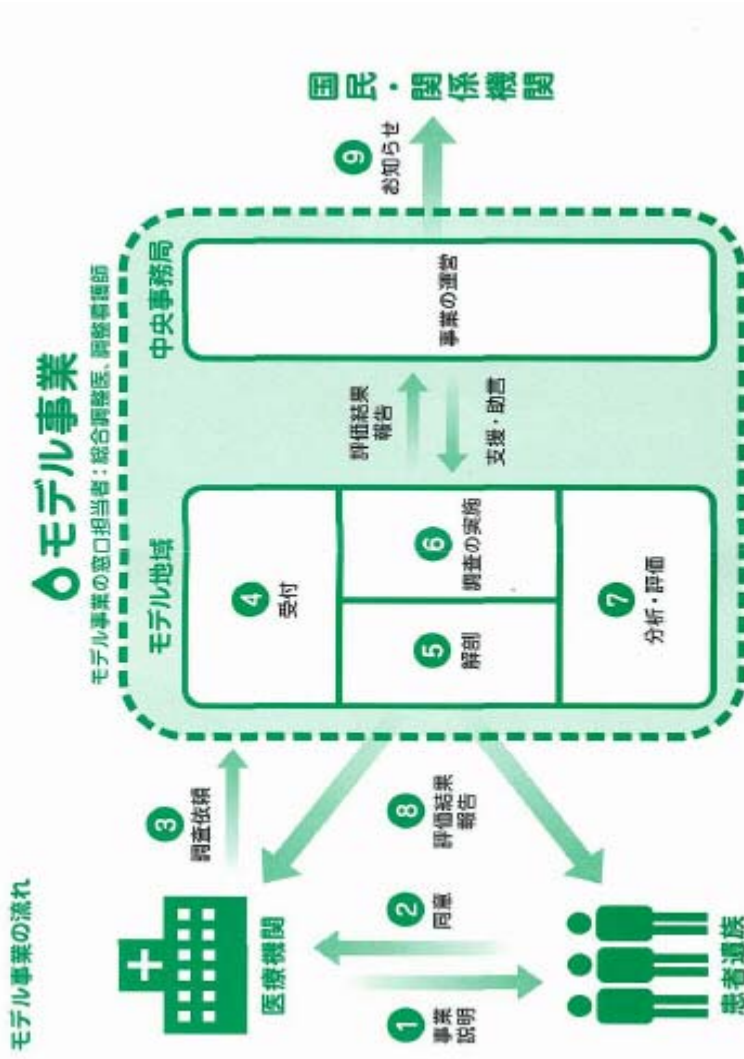


診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

18' 予算額 19' 予算額
120百万円 → 127百万円



- ① 医療機関からモデル事業の説明を行います。
- ② 患者様ご遺族から同意をいただきます。
- ③ 医療機関からモデル事業に調査を依頼します。
- ④ モデル地域の窓口で受け付けます。
- ⑤ 解剖担当医(法医・病理)、臨床専門医の立ち会いの下、解剖を行います。
- ⑥ 臨床専門医による調査や聞き取りを行います。

- ⑦ 解剖結果・調査結果を踏まえ、分析・評価を行います。
- ⑧ 評価結果について、ご遺族、医療機関にご説明いたします。
- ⑨ 個人や医療機関のプライバシーに十分配慮した上で、必要な情報を国民・関係機関にお知らせします。

※地域毎の手続きの詳細については、それぞれのモデル地域事務局にご確認ください。

【事業の目的】

- 医療の質と安全・安心を高めていくためには、診療行為に関連した死亡について正確な死因の調査分析を行い、同様の事例の再発を防止するための方策が、専門的、学際的に検討され、広く改善が図られることが必要。

【事業の概要】

- 本事業は、関係学会の協力を得て、モデル地域において、医療機関から診療行為に関連した死亡について、臨床医、法医学者及び病理学者による解剖を実施し、さらに専門医による事案調査を実施し、診療行為との因果関係の有無及び再発防止策を総合的に検討するもの。

実施主体 (社)日本内科学会

モデル地域 7か所

(札幌市、茨城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、兵庫県)

事例数 51例 (H19. 4. 12現在)